

居宅介護支援事業に関する基準の条例制定について

1 パブリックコメント実施結果について

○ 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間：平成 26 年 11 月 10 日（月）から平成 26 年 12 月 9 日（火）まで
 (2) 意見の提出方法：郵送、ファックス、電子メール
 (3) 意見の募集結果： 1 件

○ ご意見の内容と本市の考え方

	意見内容	仙台市の考え方
1	文書保存期間について、5 年保存は必要と考える。事業所としては保管スペースの検討をしていきたいと思う。	必要な保管スペースが増大することについては、保管文書の電子化や法人での集約などの工夫について集団指導で情報提供するなど、事業所の負担軽減に別途取り組んでいきたいと考えております。

2 条例化についての方針

以上により、本市における居宅介護支援事業に関する基準の条例化については、下記の独自基準を設定し、その他は現行の国基準のとおりとする。

文書の保存期間について、厚生労働省令で定める基準上 2 年とされているものの一部を 5 年に変更するとともに、保存期間の定めのない文書の一部の保存期間を 5 年とする基準を新たに設ける。

文書の種類	保存期間
サービス事業者等との連絡調整に関する記録	5 年（現行 2 年）
居宅介護支援台帳	5 年（現行 2 年）
従業者の勤務体制についての記録	5 年（新規）
介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの	5 年（新規）